

資料提供

提供年月日：平成21年(2009年)7月9日
部局名：健康福祉部
所属名：子ども・青少年局
担当名：虐待・非行防止対策チーム
担当者名：郷間・松田
内線：3551
電話：077-528-3551
E-mail：em00@pref.shiga.lg.jp

平成20年度滋賀県における児童虐待相談件数について

平成20年度における、県内の26市町および県(中央、彦根)子ども家庭相談センター(以下「センター」という。)に寄せられた子どもの虐待に関する相談状況を別添のとおりとりまとめました。

市町とセンターを合わせた相談件数は2335件

児童福祉法改正により、平成17年4月から市町が第一義的に児童家庭相談を行い、センターは重篤な事例への対応や市町に対する技術的援助・助言を行うことになりました。また、平成20年4月からは市町の要保護児童対策地域協議会設置の努力義務が法に明記されるなど、市町において学校や保育所など関係機関が通告、相談しやすい環境となってきました。

さらに、本県では、平成20年3月に市町とセンターの役割分担の明確化に向けた指針を策定し、平成20年4月から、相談対応の中心となる機関(主担当機関)を明確化することにしました。

今回、これを機に、県内の相談状況の実態をより明らかにするため、市町とセンターを合わせ、重複分を除いた件数を公表します。

- ・市町 2307件
 - ・センター 716件
 - 計 3023件 - 688件(重複分) = 2335件
- 子ども(18歳未満)人口1000人当たり相談件数9.1件

主な特徴は次のとおりです。

虐待種別では、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』の割合が約5割、『身体的虐待』が約3割となっています。
年齢別では、『小学生』が約4割、『3歳～学齢前児童』が約2割となっています。
複雑、困難なケースの増加に伴い、援助が継続、長期化するケースの割合が増えています。

【前年度からの継続件数の割合】

- ・市町61.6%(1420件)、センター72.2%(517件)

市町の相談件数

- (1) 相談件数は2307件で、前年度比119.7% (H19 1928件)、児童福祉法改正により市町で相談統計を取り始めた平成17年度(1473件)の約1.6倍に増加し、最も多くなっています。
- (2) 相談状況は次のとおりです。
- 虐待種別
- 『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が全体の約5割(48.8%)を占め、次いで、『身体的虐待』26.5%、『心理的虐待』23.5%、『性的虐待』1.2%となっています。
前年度に比べて、いずれの虐待種別の相談件数も増加しています。
- 年齢別
- 『小学生』が全体の約4割(39.5%)を占め、次いで、『3歳～学齢前児童』23.5%、『0～3歳未満』18.9%の順となっています。
前年度に比べて、いずれの年齢別の相談件数も増加しています。
- 相談の経路状況
- 『学校等』と『市町(保健センター、福祉事務所等)』がそれぞれ全体の3割弱(27.4%、25.1%)、『その他(特に子ども家庭相談センター)』12.6%、『児童福祉施設等(特に保育所)』11.4%、『家族・親戚』10.9%の順となっています。
- 主な虐待者
- 『実母』が全体の7割弱(68.1%)を占め、次いで、『実父』24.0%の順となっています。

センターの相談件数

- (1) 相談件数は716件で、前年度比93.7%(H19 764件)と減少しましたが、児童虐待防止法施行の平成12年度(295件)の約2.4倍、平成2年度の統計開始以降、平成19年度に次いで多くなっています。
- (2) 相談状況は次のとおりです。
- 虐待種別
- 『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が全体の5割弱(46.8%)を占め、次いで、『身体的虐待』34.1%、『心理的虐待』15.9%、『性的虐待』3.2%となっています。
前年度に比べて、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』は減少する一方で、『身体的虐待』『心理的虐待』『性的虐待』は横ばいないし増加しています。
- 年齢別
- 『小学生』が全体の約4割(42.3%)を占め、次いで、『3歳～学齢前児童』21.8%、『中学生』16.1%の順となっています。

前年度に比べて、0歳から学齢前児童までの年齢層が減る一方で、小学生以上は横ばいないし増加しています。

相談の経路状況

- ・ 『市町』が全体の約6割（60.1%）を占め、『学校等』12.3%、『家族』11.0%の順となっています。

主な虐待者

- ・ 『実母』が全体の7割弱（65.6%）を占め、次いで、『実父』21.8%の順となっています。

（3）立入調査

- ・ 立入調査は4件と前年度より2件増加し、また、その全件で警察官が同行しています。

注）児童虐待防止法

第9条

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。（以下略）

第10条

児童相談所長は、・・・児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、・・・当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。（以下略）

（4）一時保護

- ・ 虐待による『一時保護件数』は231件で、前年度比103.1%と増加しています。

注）児童福祉法第33条

児童相談所長は、必要があると認めるときは、・・・児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。（以下略）

（5）施設入所等措置

- ・ 虐待相談に対応した『児童福祉施設入所』や『里親委託』といった措置を行った件数は併せて45件、全体の1割弱（6.1%）を占めています。

県の取り組み

平成19年6月に策定した滋賀県児童虐待防止計画に基づき、市町、関係機関、県民と連携し、未然防止から早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰や子どもの自立までの切れ目のない支援を行っています。

特に、早期発見・早期対応のため、市町への年間を通じたスーパーバイザー派遣や関係職員等への児童虐待防止研修などを通して、市町の児童家庭相談体制の機能強化や要保護児童対策地域協議会の設置を進めています。

また、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、地域・企業参画型のオレンジリボンキャンペーン（街頭啓発、出前講座など）により、児童虐待の通告義務、通告先、子どもに及ぼす影響などを県民に広報啓発することで、児童虐待防止の気運を高めています。

たすけてサインを見逃さないで、「もしや虐待ではないか」と思ったら、地元の市町か次のセンターにご連絡ください。

- ・中央子ども家庭相談センター 077-562-1121
- ・彦根子ども家庭相談センター 0749-24-3741
- ・虐待ホットライン（24時間対応）077-562-8996

なお、今年度検討を進めている「（仮称）滋賀県子ども・青少年総合計画」の策定に併せて、社会的養護の充実に向けて、滋賀県児童虐待防止計画の改正も行います。

【滋賀県児童虐待防止計画の進行管理】

滋賀県児童虐待防止計画に基づき、次のとおり重点項目の数値目標を公表します。

重点項目の数値目標	H18	H19	H20	H23目標	進捗率
児童虐待防止推進月間中に児童虐待防止に向けた事業	24市町	20市町	23市町	26市町	88.5%
地域子育て支援拠点数	51箇所	60箇所	62箇所	92箇所	67.4%
乳幼児家庭への訪問事業	-	18市町	22市町	26市町	84.6%
育児支援家庭訪問事業	8市町	13市町	18市町	26市町	69.2%
子育て短期支援事業（ショートステイ）	5市町	6市町	6市町	10市町	60.0%
市町の要保護児童対策地域協議会	9市町	11市町	17市町	26市町	65.4%
市町の児童福祉司資格の研修受講者数 （修了者数累計）	-	35名	90名	130名	69.2%
児童養護施設等の定員	309名	323名	324名	340名	95.3%
養育里親登録数	89組	95組	96組	97組	99.0%

「子どもの世紀 しがプラン」の平成21年度の数値目標

平成20年度 滋賀県における児童虐待相談件数について

【県内の児童虐待相談件数】

2335 件

(市町、子ども家庭相談センターの重複件数を除く。)

【市町】

1. 全体の相談件数

年度	内容	虐待相談	その他養護相談	障害相談	非行相談	育成相談等	計
H17		1,473	677	405	45	825	3,425
H18		1,553	985	487	45	877	3,947
H19		1,928	971	452	33	1,097	4,481
H20		2,307	1,428	435	63	875	5,108
H20占める割合		45.2%	28.0%	8.5%	1.2%	17.1%	100.0%
伸び率(対H19)		119.7%	147.1%	96.2%	190.9%	79.8%	114.0%

2 年齢別虐待種別の状況

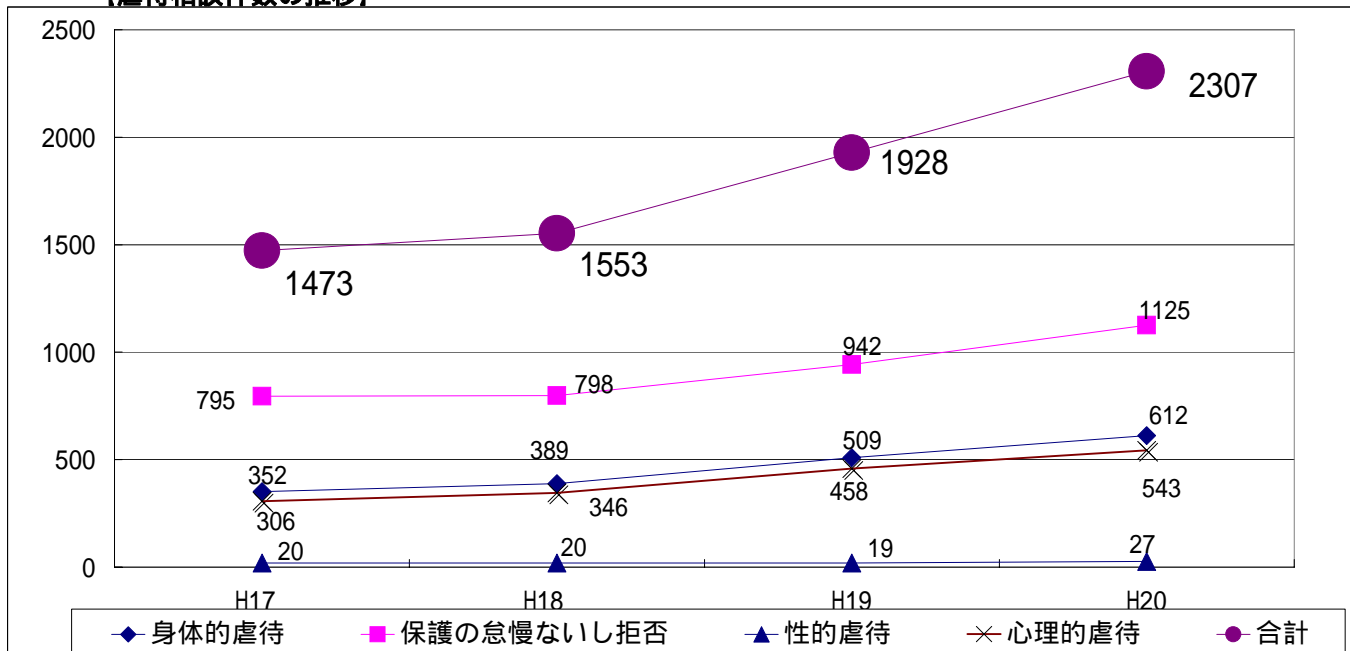
年齢別虐待種別の状況

虐待種別 年度	身体的虐待			保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)			性的虐待			心理的虐待			計		
	H19	H20	比	H19	H20	比	H19	H20	比	H19	H20	比	H19	H20	比
0～3歳未満	112	131	117%	180	200	111%	0	0	#DIV/0!	75	104	139%	367	435	119%
3～学齢前児童	150	177	118%	227	221	97%	1	3	300%	146	142	97%	524	543	104%
小学生	182	217	119%	348	459	132%	5	11	220%	166	224	135%	701	911	130%
中学生	44	62	141%	146	179	123%	7	9	129%	49	49	100%	246	299	122%
高校生・その他	21	25	119%	41	66	161%	6	4	67%	22	24	109%	90	119	132%
計	509	612	120%	942	1,125	119%	19	27	142%	458	543	119%	1,928	2,307	120%

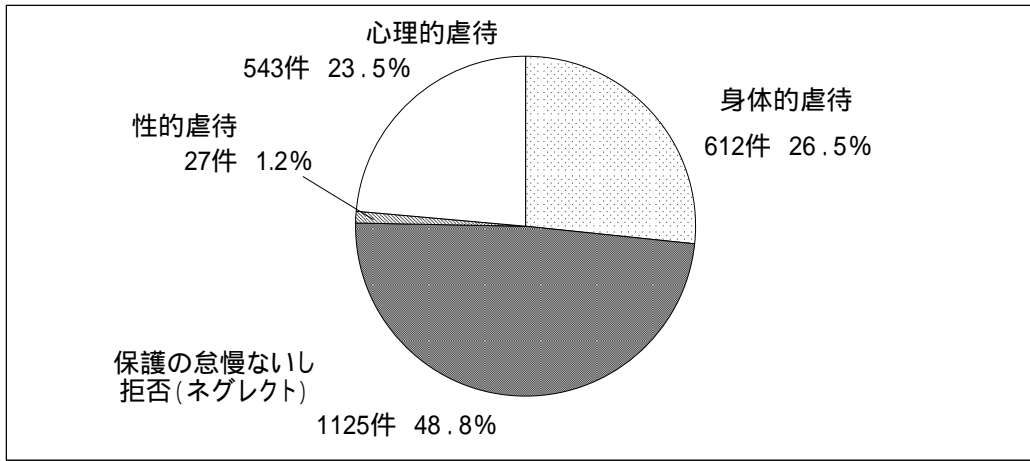
経年比較

虐待種別 年度	身体的虐待	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	計
H17	352	795	20	306	1,473
H18	389	798	20	346	1,553
H19	509	942	19	458	1,928
H20	612	1,125	27	543	2,307
H20占める割合	26.5%	48.8%	1.2%	23.5%	100.0%
伸び率(対H19)	120.2%	119.4%	142.1%	118.6%	119.7%

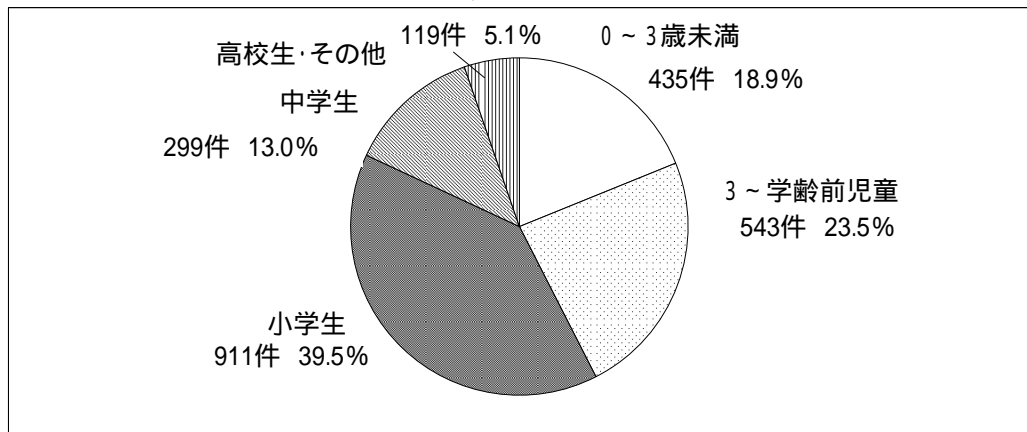
【虐待相談件数の推移】



【虐待種別の内訳(平成20年度)】



【被虐待児童の年齢別内訳(平成20年度)】



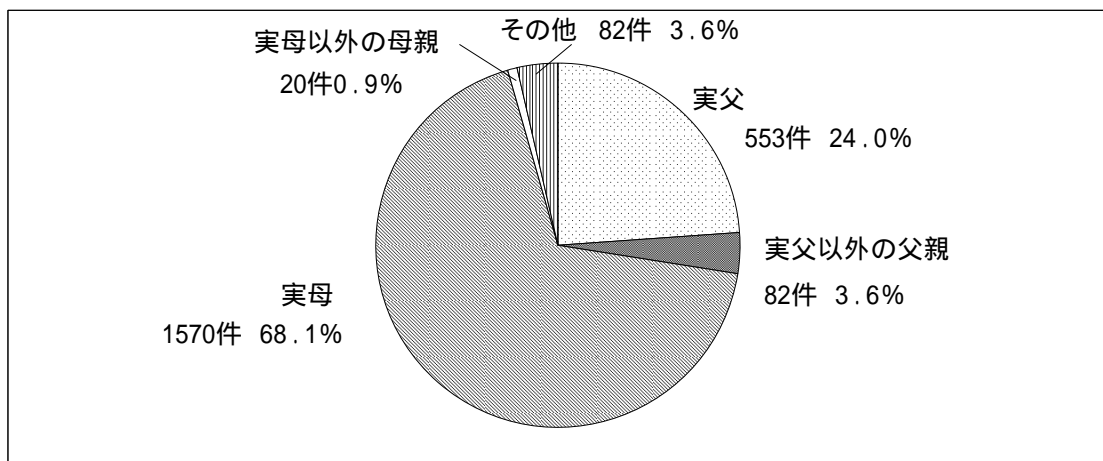
3. 虐待相談の経路状況

相談経路 年度	家族	親戚	隣人・知人	児童本人	市町	児童委員	県福祉事務所	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
H19		253	98	8	465	71	14	14	29	200	12	512	252	1928
H20		251	126	6	579	65	14	12	40	263	28	633	290	2307
H20占める割合		10.9%	5.5%	0.3%	25.1%	2.8%	0.6%	0.5%	1.7%	11.4%	1.2%	27.4%	12.6%	100.0%
伸び率(対H19)		99.2%	128.6%	75.0%	124.5%	91.5%	100.0%	85.7%	137.9%	131.5%	233.3%	123.6%	115.1%	119.7%

4 虐待相談の主な虐待者状況

虐待者 年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
H19	471	90	1285	17	65	1928
H20	553	82	1570	20	82	2307

【主な虐待者の内訳(平成20年度)】



【子ども家庭相談センター】

1 相談の状況

全体の相談件数

年度	内容	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談等	計
H16		798	1,733	192	412	3,135
H17		877	1,712	150	302	3,041
H18		942	2,200	170	266	3,578
H19		1,167	2,007	138	229	3,541
H20		1,168	2,241	150	200	3,759

(参考) 全国の相談件数
352,614
349,873
380,950
359,442
未公表

「育成相談等」には、「育成」「保健」「その他」が含まれています。

虐待相談の状況

年度	内容	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	計
H16		544	11	2	9	566
H17		624	0	9	12	645
H18		695	1	9	6	711
H19		762	0	0	2	764
H20		716	0	0	0	716

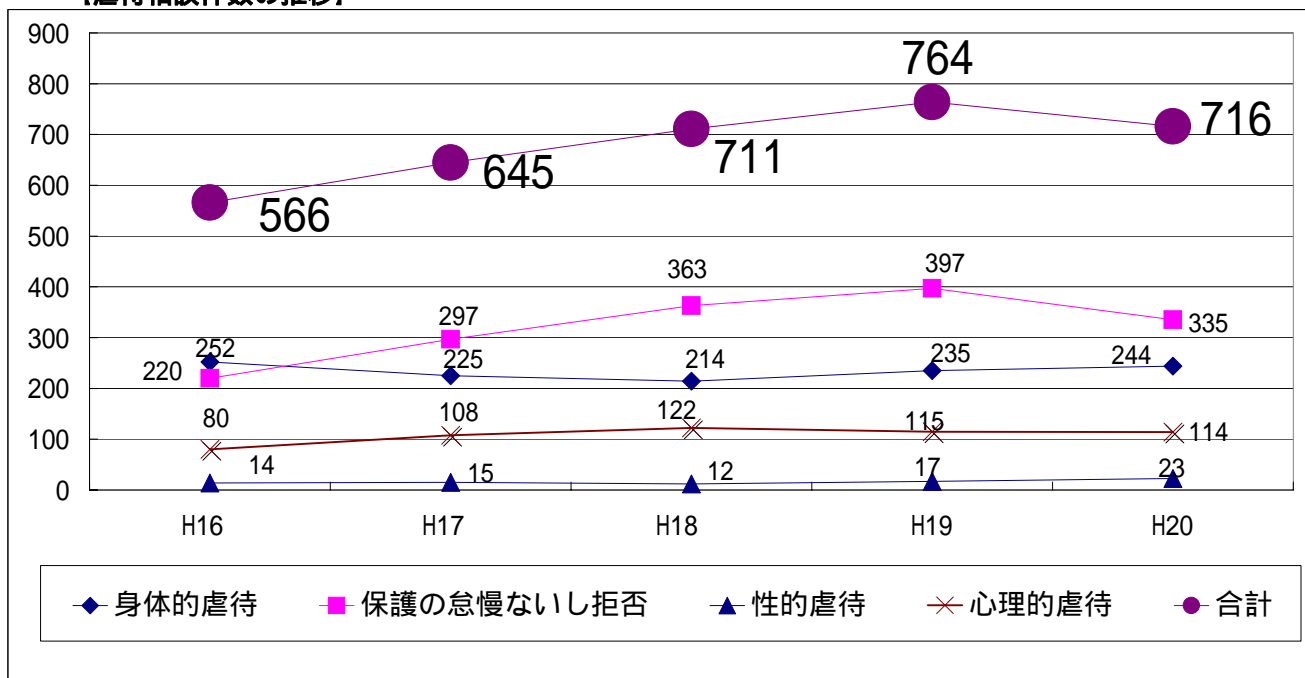
(参考) 全国の虐待相談件数
33,408
34,472
37,323
40,639
未公表

厚生労働省統計では、虐待相談は養護相談の中のみで取り扱っていますが、本県では、平成9年度から養護相談以外の虐待の事実が判明した件数も含めて公表しています。

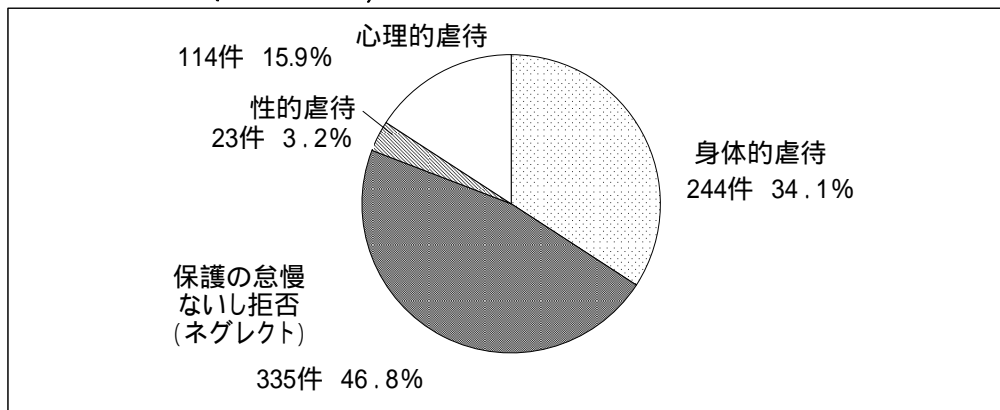
2 年齢別虐待種別の状況

虐待種別 年齢	身体的虐待					保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)					性的虐待					心理的虐待					計				
	H16	H17	H18	H19	H20	H16	H17	H18	H19	H20	H16	H17	H18	H19	H20	H16	H17	H18	H19	H20	H16	H17	H18	H19	H20
0～3歳未満	30	30	34	34	32	36	65	58	81	56	0	0	0	0	1	8	10	9	19	13	74	105	101	134	102
3～学齢前児童	57	56	49	51	56	41	56	86	85	69	0	2	1	3	4	16	32	32	30	27	114	146	168	169	156
小学生	109	90	89	95	102	97	123	151	158	144	4	6	4	2	8	31	35	40	45	49	241	254	284	300	303
中学生	41	37	33	43	38	40	44	54	54	53	7	5	4	6	6	17	22	26	16	18	105	108	117	119	115
高校生・その他	15	12	9	12	16	6	9	14	19	13	3	2	3	6	4	8	9	15	5	7	32	32	41	42	40
計	252	225	214	235	244	220	297	363	397	335	14	15	12	17	23	80	108	122	115	114	566	645	711	764	716

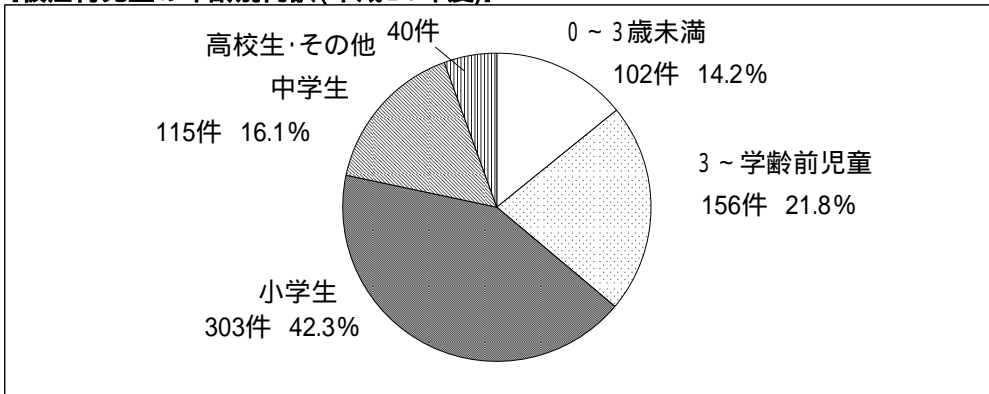
【虐待相談件数の推移】



【虐待種別の内訳(平成20年度)】



【被虐待児童の年齢別内訳(平成20年度)】



3 虐待相談の経路状況

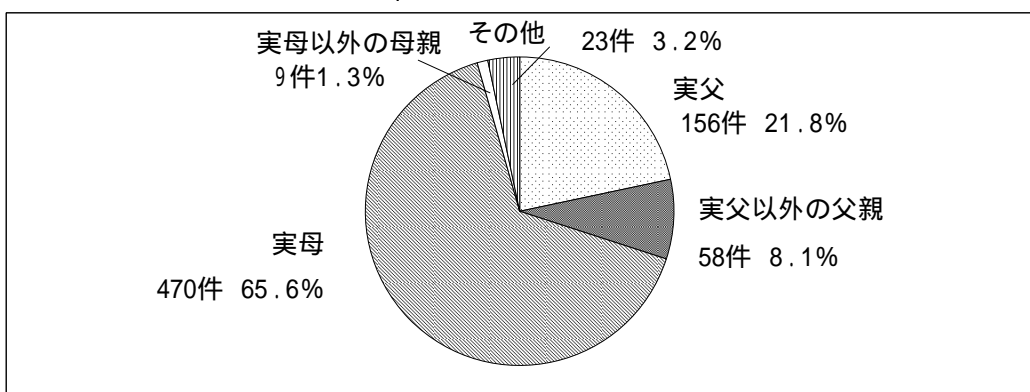
相談経路 年度	家族	親戚	隣人・知人	児童本人	市町	児童委員	県福祉事務所	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
H17	73	18	45	7	230	7	7	1	25	21	23	145	43	645
H18	80	11	39	6	348	5	1	1	19	11	28	113	49	711
H19	93	13	44	5	372	1	5	0	21	21	12	111	66	764
H20	79	8	13	8	430	0	1	1	15	19	19	88	35	716
H20占める割合	11.0%	1.1%	1.8%	1.1%	60.1%	0.0%	0.1%	0.1%	2.1%	2.7%	2.7%	12.3%	4.9%	100.0%
伸び率(対H19)	84.9%	61.5%	29.5%	160.0%	115.6%	0.0%	20.0%	#DIV/0!	71.4%	90.5%	158.3%	79.3%	53.0%	93.7%

市町が児童家庭相談業務を行うことになった平成17年度より表記している。

4 虐待相談の主な虐待者状況

虐待者 年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
H16	144	40	345	7	30	566
H17	153	32	418	5	37	645
H18	156	48	481	14	12	711
H19	156	56	516	15	21	764
H20	156	58	470	9	23	716

【主な虐待者の内訳(平成20年度)】



5 立入調査の状況

内訳 年度	滋賀県	左の内、警察官の 同行を求めたもの	(参考)全国 厚生労働省報告例
H17	17件(21名)	8件(9名)	243件
H18	8件(11名)	3件(3名)	238件
H19	2件(3名)	1件(1名)	199件
H20	4件(5名)	4件(5名)	(未公表)

立入調査: 児童福祉法第29条、児童虐待防止法第9条に規定

平成18年度より立入調査の統計の取り方を変更(立入調査命令はでていても、その権限を行使せずに安全確認ができた場合は含めない。)

6 一時保護件数

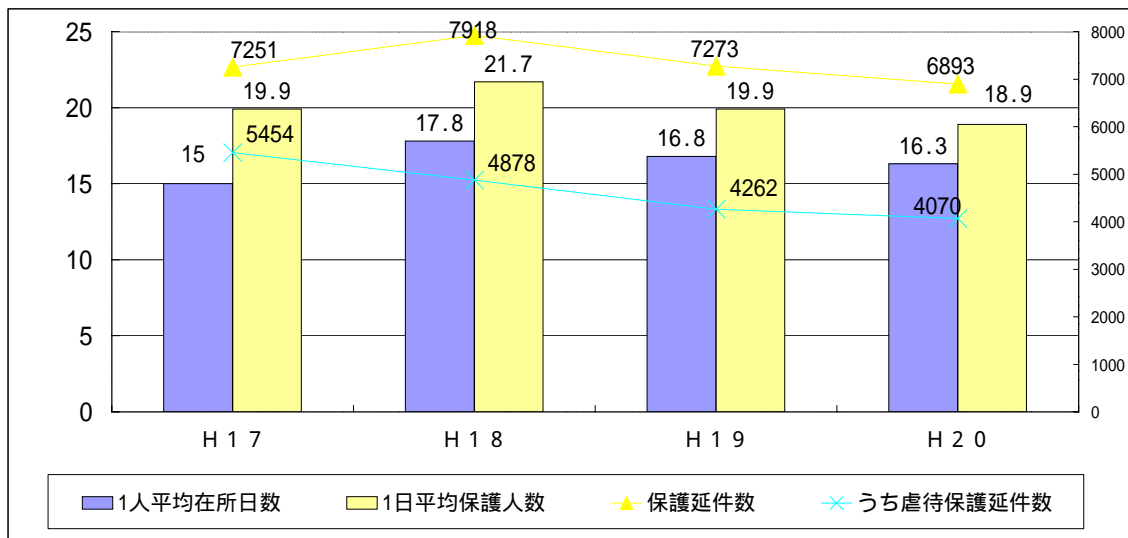
一時保護の保護件数

年度	一時保護所 (件数、延件数)		一時保護委託 (件数、延件数)		児童養護 施設	乳児院	児童自立 支援施設	情緒障害 児短期治 療施設	障害児関 係施設	里親委託	その他	合計 (件数、延件数)	
	うち虐待	うち虐待	うち虐待	うち虐待								うち虐待	
H17	484	(7,251)	102	(1,606)								586	(8,857)
	318	(5,454)	66	(1,105)	11	30	4	6	6	36	9	384	(6,559)
H18	444	(7,918)	113	(3,154)								557	(11,072)
	247	(4,878)	60	(2,327)	29	31	3	9	1	34	6	307	(7,205)
H19	432	(7,273)	87	(3,017)								519	(10,290)
	175	(4,262)	49	(2,023)	37	32	2	3	2	8	3	224	(6,285)
H20	422	(6,893)	62	(1,456)								484	(8,349)
	194	(4,070)	37	(888)	16	21	2	2	0	14	7	231	(4,958)

一時保護所の保護件数の年度別推移

項目 年度	保護実人数	保護件数		保護延件数		1人平均在所日数	1日平均保護人数	1日最高在所人数
		うち虐待	うち虐待	うち虐待	うち虐待			
H17	290	484	318	7,251	5,454	15	19.9	38
H18	267	444	247	7,918	4,878	17.8	21.7	35
H19	254	432	175	7,273	4,262	16.8	19.9	34
H20	264	422	194	6,893	4,070	16.3	18.9	30

【一時保護所の保護件数の推移】



7 虐待相談の対応状況

年度	内容	児童福祉施設入所	里親委託	在宅指導	計
H17		29	9	628	666
H18		53	4	669	726
H19		45	4	759	808
H20		40	5	697	742

ケースの中には複数の対応方法をとる場合があるため、「1 虐待相談の状況」の件数と異なる。

【対応件数(平成20年度)】

